

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 4 月 1 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 48 号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則（令和7年新潟市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（学校給食費等の額）

第2条の2 条例第3条第2項の規定により定める学校給食費等の額（1食当たりの額をいう。以下同じ。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食等の提供を受ける者について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他の市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費等の額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内において市長が別に定める額とする。

第3条第1項第1号中「別表」を「別表第2」に改め、「（1食当たりの額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第2号中「別表」を「別表第2」に改める。

第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の2関係）

区分	学校給食費等の額（1食当たりの額）
小学校の児童	332円
小学校の児童と同等の学校給食の提供を受け	347円

る者	
特別支援学校の小学部の児童	332円
特別支援学校の小学部の児童と同等の学校給食の提供を受ける者	347円
中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	392円
中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	408円
特別支援学校の中学部の生徒	392円
特別支援学校の中学部の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	408円
中等教育学校の後期課程の生徒	453円
中等教育学校の後期課程の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	453円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(学校給食費等の額に係る特例)

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、次の表に定める学校において学校給食等の提供を受けた場合における学校給食費等の額及び学校給食費等負担者が納付する額については、第2条の2及び第3条の規定にかかわらず、別に定める。

松浜中学校 山の下中学校 大形中学校 藤見中学校 木戸中学校 東石山中学校 下山中学校 東新潟中学校 石山中学校 鳥屋野中学校 寄居中学校 新潟柳都中学校 宮浦中学校 山潟中学校 亀田中学校 亀田西中学校 高志中等教育学校 上山 中学校 坂井輪中学校 内野中学校 小針中学校 五十嵐中学校 小新中学校
---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。